

会 議 記 録			
会議の名称	<b>総務文教常任委員会</b>		会議場所 全員協議会室 担当職員 数井
日 時	令和6年3月12日（火曜日）	開 議	午前10時00分 閉 議
出席委員	◎小林 ○竹内 浅田 原野 松山 三上 山本 福井 （菱田議長）		
執行機関 出席者	垣見市長公室長、川内人事課長、八木人事課人事係長、小梯人事課給与係長 田中政策企画部長、山口企画調整課長、笠井企画調整課企画経営係長 白崎企画調整課企画推進係長、 三宅生涯学習部長、元古人権啓発課長、西出人権啓発課副課長 白波瀬人権啓発課副課長兼啓発振興係長事務取扱 山本総務部長、牧野総務課長、藤本自治防災課長、大原総務課総務係長 田村自治防災課主幹、堀自治防災課消防係長、 野々村会計管理室長、森岡財産管理課長、横山財産管理課資産マネジメント係長 森岡教育部長、川口教育部次長、阿比留教育総務課長、 谷口みらい教育リサーチセンター所長		
事務局	井上事務局長、数井事務局次長		
傍聴	可	市民 0名	報道関係者 0名 議員名（木村）

## 会 議 の 概 要

10:00~

### 1 開議

### 2 委員長報告の確認

（小林委員長 委員長報告朗読）

<小林委員長>

この内容でよいか。

—全員了—

10:07

（休憩【別途、本会議等開催】）

10:07~13:00

### 3 再開

【事務局日程説明】

13:01

### 4 議案審査

（市長公室入室）

13:02~

【市長公室】

(1) 第41号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

市長公室長 あいさつ  
人事課長 説明

13:05

《質疑》

<福井委員>

派遣先の公益的法人が負担する手当は何か。

<人事課長>

時間外勤務手当、勤勉手当、通勤手当である。

<福井委員>

これまで派遣された職員の手当は派遣先が支払っていたことでよいか。

<人事課長>

自主事業をしている公益的法人は、手当を支払うことができたが、そうでない法人は支払いができなかったため、今後、亀岡市が支出できるように改正するものである。

<福井委員>

派遣できる公益的法人のうち、自主事業をしていない法人はどこか。

<人事課長>

亀岡市都市緑花協会、環境かめおかなどであるが、手当の支払いができないため、亀岡市職員の派遣は近年行っていない。

<福井委員>

市職員の派遣を行っている法人はどこか。

<人事課長>

現在はないが、数年前に亀岡市社会福祉協議会へ保健師を派遣していたことがある。

<福井委員>

今回の改正により、手当は全て市が支払うのか。

<人事課長>

派遣先が支払えるのであれば負担いただき、そうでない場合は市が支払う。

<松山委員>

一般社団法人かめおかコンベンションビューローへ派遣できるのか。

<人事課長>

派遣できる公益的法人ではないが、今後どうするかは検討する。

<松山委員>

派遣実態に合わせた条例改正をするということか。

<人事課長>

定年引上げにより、役職定年となった職員を派遣できるように考えている。例えば、環境かめおかへの派遣も可能になる。

<松山委員>

有用な人材をいろいろな形で活用する環境づくりが必要であるということか。

<人事課長>

そのとおりである。

(質疑終了)

(2) 第42号議案 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事課長 説明

13:19

《質疑》

<三上委員>

正職員と会計年度任用職員を比較して、支給できない手当などはあるのか。

<人事課長>

会計年度任用職員には、扶養手当及び住居手当は支給できない。

<福井委員>

会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することで月額報酬が減額されることはないか。

<人事課長>

ない。

<松山委員>

増額となる金額は幾らを見込んでいるのか。

<人事課長>

医療職を除き、1億5,038万5,000円である。

<松山委員>

会計年度任用職員の駐車場がないと聞くがどうか。

<人事課長>

会計年度任用職員用の駐車場は少ない現状にあるが、来年度からより多くの駐車場を確保できるようにしていきたい。

<福井委員>

駐車料金はどのようになっているのか。

<人事課長>

職員は、職員マイカークラブという任意団体を構成し、毎月4,300円の負担である。会計年度任用職員が駐車場を使用される場合は毎月3,000円の負担である。(質疑終了)

13:27

(3) 第43号議案 亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事課長 説明

13:30

《質疑》

<三上委員>

新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当は一日3,000円の額でよかったか。

<人事課長>

看護師などの医療従事者は一日4,000円、それ以外は一日3,000円であった。

<三上委員>

それと比較するとかなり低額であるが、金額の根拠は。

<人事課長>

国及び京都府の金額に倣ったものである。

<福井委員>

能登半島地震に関しての従事者の手当は幾らか。

<人事課長>

日額840円を考えている。

<松山委員>

トイレトレーラーの出動として、正月の1月2日に、まだ余震のあるかなり危険な場所へ行っているため、市長が特に認める場合として1,680円にならないのか。

<人事課長>

京都府や府下自治体職員の均衡から840円を考えているが、今後は亀岡市だけが行った場合は市長特認のケースもあるかと思っている。

<松山委員>

柔軟な対応を願う。

<山本委員>

被災地の業務といっても様々であり、トイレトレーラーの牽引や危険家屋判定などがある中で、全て840円となるのか。

<人事課長>

基本額の840円か市長特認の1,680円のどちらかである。

<原野委員>

派遣する職員の選定状況は。

<人事課長>

職員から公募し、できるだけ希望により派遣しているが、希望がなければ動員することになる。

<竹内副委員長>

支給する判断基準は。

<人事課長>

激甚災害への指定など、災害の規模に合わせた個別判断になる。

<三上委員>

職員が避難所で長期に泊まり込んだ場合などはどうか。

<人事課長>

数年前、畑野町で死亡者があったときの水害では、かなりの期間に渡り避難所勤務が続いたので、こういった前例を考慮にいれて支給の可否について判断していくことになる。

<三上委員>

ほかに考えられる手当はあるのか。

<人事課長>

時間外や休日などの場合は別途超過勤務手当が支給できる。

(質疑終了)

13:43

(市長公室退室)

(政策企画部入室)

13:44～

**【政策企画部】**

## (1) 第74号議案 辺地総合整備計画の策定及び変更について

政策企画部長 あいさつ  
企画調整課長 説明

13:49

### 《質疑》

<山本委員>

法面にコンクリートを敷設するとのことであるが、雑草対策でよいのか。

<企画調整課長>

雑草をなくすことによる視認性の向上、長期的な道路の維持管理のためである。

<山本委員>

草刈りが大変であるとの要望がかなりある中で、今回の辺地総合計画にない箇所についてはどうするのか。

<企画調整課長>

辺地総合計画の対象地区としては、東別院町小泉、湯谷、鎌倉、栢原、西別院町犬甘野であるが、実際に工事をする時期に合わせて辺地計画を策定することとしている。  
(質疑終了)

13:52

(政策企画部 退室)

(生涯学習部 入室)

13:53～

### 【生涯学習部】

## (1) 第44号議案 亀岡市人権尊重推進条例の制定について

生涯学習部長 あいさつ  
人権啓発課長 説明

13:58

### 《質疑》

<福井委員>

この条例が制定されることで、市の施策にどのような変化があるのか。

<人権啓発課長>

第7条で定める基本計画の策定により、市内の人権施策における進行管理を行い、各施策を統一的に進めることができると考えている。

<福井委員>

いろいろな施策が一本の串で貫くことができ、人権行政が進めやすくなる認識でよいのか。

<人権啓発課長>

そのとおりである。

<松山委員>

亀岡市子どもの権利条例や亀岡市パートナーシップ宣誓制度など個々に人権に関する条例や施策がある中で、この条例の位置づけはどうか。

<人権啓発課長>

人権施策としてそれらを大きく束ねる条例と考えている。

<三上委員>

これまでは、いわゆる人権三法の中に、人権に係る市の基本理念はあるとの答弁がされており、今回、理念的なものではなく、より詳細な各論を明示した条例が提案されると思っていたが、今までの市の考えと矛盾があるのではないか。

<人権啓発課長>

人権全般を束ねる計画としては、平成14年に策定した亀岡市人権教育・啓発推進指針があるが、それから20年が経過し、近年では新たな人権課題が発生してくる中で、今回新たに基本計画の策定と人権に関する審議会を立ち上げることに意義があると感じている。

<三上委員>

人権擁護委員が選任されて活動されており、新たに亀岡市人権尊重推進審議会委員は必要なのか。

<人権啓発課長>

法務局から選任されている人権擁護委員や亀岡市人権啓発推進協議会もあるが、人権啓発を進める団体として存在しており、人権を施策レベルで検討する付属機関がなかったため、重複して創設するものではない。

<三上委員>

パブリックコメントがゼロであったことへの評価は。

<人権啓発課長>

最近は少ない傾向にあると聞いている。

<三上委員>

今までにない考え方として、アウティングやハラスメントなどの記載がなく、全市民的なものになっていないと思うがどうか。

<人権啓発課長>

個々の課題は基本計画で定め、包括的かつ横断的に対応していきたい。

<三上委員>

これまでの亀岡市人権条例（仮称）制定審議会の議論の中で、第4条の「市の役割」を「市の責務」にするように意見があり、修正されたようであるが、その経過についてどうか。

<人権啓発課長>

事務局案では「市の役割」としていたが、人権尊重を進めていくに当たり、役割は言葉が弱いのではないかと意見があり、「市の責務」に修正したものである。

<三上委員>

条例の前文に「人権尊重・平和を市政の最重要課題と位置付け、世界恒久平和の実現に向けて1955年に亀岡市「世界連邦平和都市」宣言（現亀岡市「世界連邦・非核平和都市」宣言）を宣言するとともに、同和問題（部落差別）の解決を目指し、市全体で取組を進め、その取組の中で積み上げた成果や手法を活かし」とあるが、これまで進めてきた「手法」には是非があると思っており、このように表現することに懸念がある。これは事務局の案であるのか。

<人権啓発課長>

当初から事務局案でそう表現していたものである。

（質疑終了）

14：12

## （2）第45号議案 亀岡市児童館条例の一部を改正する条例の制定について

人権啓発課長 説明

《質疑》

＜原野委員＞

天川児童館の跡地利用は。

＜人権啓発課長＞

令和6年度予算に除却する経費を計上しており、除却後は都市公園の所管へ引き継ぐ予定である。

＜原野委員＞

引き続き公園として管理されるのか。

＜人権啓発課長＞

公園を広げるか駐車場とするかは今後検討する。

＜原野委員＞

現在の駐輪スペースが狭く、子どもたちの乗ってきた自転車が道路にはみ出している状況を見受けるので、駐輪場をより広く確保していただくよう要望しておく。また、天川公園の北側、道路を横断した箇所に自動車約3台が駐車できる空地があり、公園を利用する人は駐車してよいと案内があるが、土地の管理者は誰か。

＜人権啓発課長＞

当該土地は亀岡市が所有しており、人権啓発課の行政財産として管理している。

(質疑終了)

14:17

(生涯学習部 退室)

(休憩)

14:17～14:35

(総務部 入室)

14:35～

【総務部】

(1) 第46号議案 亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

総務部長 あいさつ  
総務課長 説明

14:37

《質疑》

なし

(2) 第47号議案 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務課長 説明

14:38

《質疑》

なし

(3) 第48号議案 亀岡市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

自治防災課長 説明

14:40

《質疑》

<浅田委員>

消防団団員報酬は令和6年度以降も国が示す基準まで上げていくのか。

<自治防災課長>

国の示す基準では、団員で3万6,500円となっており、段階的に引き上げていきたい。

<三上委員>

総務省消防庁が、団員報酬が高い自治体の消防団は団員確保が良好であるとホームページに記載しているが、その認識はあるのか。

<自治防災課長>

認識はしている。

<三上委員>

歳出が増えても交付税措置されるのでよろしく願う。

(質疑終了)

14:45

**(4) 第49号議案 亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について**

自治防災課長 説明

14:46

《質疑》

<松山委員>

改正の根拠は。

<自治防災課長>

法律の改正に合わせたものである。

<松山委員>

自治体により補償金額の差異はあるのか。

<自治防災課長>

全国一律である。

(質疑終了)

14:49

(総務部 退室)

(会計管理室 入室)

14:50～

**【会計管理室】**

**(1) 第50号議案 亀岡市物品調達基金条例を廃止する条例の制定について**

会計管理室長 あいさつ  
財産管理課長 説明

14:54

《質疑》

<福井委員>

亀岡市物品調達基金を活用して一括購入する方法と各課が個別に購入する方法とを比較するとどのような違いがあるのか。

<財産管理課長>

財産管理課が一括購入した場合、倉庫に保管しておかなくてはならないため場所が必要である。最近では、発注してから短時間で納品されるため、特に保管しておく必要がなくなり、亀岡市物品調達基金制度を見直すものである。

<会計管理室長>

基金は廃止するが、市の封筒など一部一括購入する物品を残す予定である。

<福井委員>

支払いの方法はどのように変わるのか。

<財産管理課長>

これまでは基金を財源に財産管理課が一括購入し、物品を希望する課が基金へ支払う仕組みであったが、今後は一般会計で財産管理課が一括購入し、各課が振替処理で財産管理課に支払っていただく。

<原野委員>

各課が直接発注しても価格は変わらないのか。

<財産管理課長>

単価契約を行うので、基金がなくなっても価格面での変動はない。

<小林委員長>

財産管理課が立て替える認識でよいのか。

<財産管理課長>

そのとおりである。

(質疑終了)

15:07

(会計管理室退室)

(教育部 入室)

15:08~

**【教育部】**

**(1) 第51号議案 亀岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について**

教育部長 あいさつ

教育総務課長 説明

15:15

《質疑》

<原野委員>

冷房期間を9月20日までとしている理由は。

<教育総務課長>

ほかの公共施設と整合を図っている。

<原野委員>

最近では9月末でもかなり暑いので、柔軟に対応していただきたい。

<三上委員>

スポーツでの利用が多く、熱中症の心配があることから、そもそも冷房期間の設定が

必要なのか研究していただきたい。

<教育総務課長>

使用されている社会体育団体は固定化しており、柔軟な対応に努めていきたい。

<三上委員>

畑野小学校、本梅小学校、青野小学校の施設は使用できなくなるのか。

<教育総務課長>

当該3小学校は亀岡市立学校施設使用条例での規定はなくなるが、旧学校施設として別途要綱を定めるため、引き続き利用できる。

(質疑終了)

15:24

## (2) 第75号議案 財産の取得について

みらい教育リサーチセンター所長 説明

15:27

《質疑》

<福井委員>

タブレット導入当初はコロナ禍であり、台数の確保や緊急性があったため、随意契約でやむを得なかったと思うが、今後、競争入札を取り入れる考えはあるのか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

当初に納品したライオン事務器は、タブレットの集中管理システムとの接続に精通しているため、これまで随意契約としていたが、競争原理は働かさなくてはいけないことから、競争入札について考えていきたい。

<三上委員>

小学校一年生からタブレットが必要なのか今一度検証してみてもどうか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

活用状況を見る中で検証を進める。

<三上委員>

低学年の間は基本的な学習を身に付けるべきと考えており、検証を願う。また、小学校一年生から9年間も使用した場合、バッテリーが劣化すると思うが、更新に国の補助はあるのか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

アップル社の考証では、タブレットを1,000回充電するとバッテリー能力が80パーセントとなり、アップロードのサービスは約5年で切れることから、5年程度で更新する必要があると考えている。国はタブレットの更新に関して検討されているようであり、まだはっきりと分からないが、更新に係る補助について調査していく。

<松山委員>

タブレットの活用において、情報リテラシー教育はどのようにしているのか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

昨年3月に情報モラルのテキストをつくり、学校代表者に研修しており、各学校において学習している。

<松山委員>

個々の児童に伝わっていないと思うことがあり、インターネット環境でのよい情報の取り方やフェイクニュースへの対策など検討していただきたい。

<みらい教育リサーチセンター所長>

学校と連携を取りながら取組を進めていく。

<原野委員>

タブレットのモデルは。

<みらい教育リサーチセンター所長>

I P A D の W i - F i モデルである。

(質疑終了)

15 : 46

(教育部 退室)

15 : 47 ~

### 3 討論～採決

#### 《委員間討議》

<三上委員>

亀岡市人権尊重推進条例について、すでに総論が確立し各論の議論を進めていかなく  
てはならない中で、新たに理念条例をつくることに疑義を感じている。

<小林委員長>

亀岡市人権尊重推進条例について委員間討議を行ってよいか。

<福井委員>

委員間討議をしてもよい。

<小林委員長>

委員間討議を行う。意見はあるか。

<福井委員>

これまで女性参画や同和問題が大きな人権問題とし取り組まれてきたが、最近ハラス  
メントやL G B T Q + などの新たな人権に係る課題もある中で、今後の人権行政の  
骨組を再考し、人権尊重推進条例をつくって今一度的確に進めることが必要と考えて  
いる。

<松山委員>

これまでの歴史的経過を踏まえ、この条例をつくることで市民にとってよい方向に進  
むように、また、市職員の考え方も統一されることから、適切な理念を掲げていくこ  
とが大切だと思っている。

<浅田委員>

本条例については今後有効に運用していただきたい。

<三上委員>

いろいろな人権課題に対して、細分化してより詳細に進めていただきたいと思ってい  
る。

(委員間討議終了)

(休 憩)

16 : 00 ~ 16 : 15

#### 《討論》

<小林委員長>

討論はあるか。

<三上委員>

第44号議案、人権尊重推進条例の制定について、人権の大切さは認識しているが、  
本条例は必要性がなく、今後、有効に活用されるのか疑問があるため、反対する。

<福井委員>

第44号議案、人権尊重推進条例の制定について、人権問題は各所管にまたがっており、本条例を基に有効な基本計画を策定することは、人権行政にとっての一步前進であることから賛成する。

#### 《採決》

＜小林委員長＞

賛成者は挙手願う。

第41号議案	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正	挙手全員	可決
第42号議案	亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	挙手全員	可決
第43号議案	亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	挙手全員	可決
第44号議案	亀岡市人権尊重推進条例の制定	賛成多数	可決 (反対：三上委員)
第45号議案	亀岡市児童館条例の一部改正	挙手全員	可決
第46号議案	亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正	挙手全員	可決
第47号議案	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	挙手全員	可決
第48号議案	亀岡市消防団条例の一部改正	挙手全員	可決
第49号議案	亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	挙手全員	可決
第50号議案	亀岡市物品調達基金条例を廃止する条例の制定	挙手全員	可決
第51号議案	亀岡市立学校施設使用条例の一部改正	挙手全員	可決
第74号議案	辺地総合整備計画の策定及び変更	挙手全員	可決
第75号議案	財産の取得	挙手全員	可決

#### 《指摘要望等》

＜松山委員＞

タブレットの随意契約について、競争入札を取り入れるよう質疑したことを委員長報告に入れてはどうか。

＜山本委員＞

前向きに考えているようであったので、そのような意見があったという程度でよいと思う。

＜福井委員＞

人権尊重推進条例における、今後策定する基本計画について、しっかりとした基本計画をつくるように指摘要望をするのか、そのような議論があったことを盛り込む程度とするのか迷っている。

＜松山委員＞

そういう意見があった程度でよいと思う。

＜山本委員＞

基本計画をつくることにより、人権施策の進行管理をしていくとのことであったので、人権尊重推進条例に実行性を持たせるように意見があったことを記載する程度でよいと思う。

<三上委員>

消防団団員報酬において、国の示す基準までスピード感をもって引き上げるように意見があったことも記載してはどうか。

<福井委員>

段階的に引き上げるとの答弁であったので、より迅速に実施するように指摘要望としてはどうか。

<松山委員>

指摘要望としていただきたい。

<浅田委員>

同じ意見である。

<原野委員>

同じ意見である。

<小林委員長>

これまであった意見や指摘要望を盛り込む形で委員長報告を作成する。作成にあたっては正副委員長に一任願う。

—全員了—

16:32

## 4 行政報告

【政策企画部】

### (1) 令和6年度行政組織・機構改革(案)について

政策企画部長 あいさつ

企画調整課長 説明

16:40

《質疑》

<原野委員>

高齢福祉課の生活支援係が地域包括ケア推進係に名称変更となるが、市民にとって分かりにくくなるのではないか。

<企画調整課長>

生活支援係へ健康増進課が担当していた認知症関連事業を移管し、従来から担当していた地域包括支援センター関連事業の核となる係であることから、このように名称を変更した。

<原野委員>

高齢者が直接関わることがないのか。

<企画調整課長>

どちらかと言えば地域包括支援センターとの業務が主である。

<山本委員>

認知症関連事業はもともと高齢福祉課で所管しており、数年前に健康増進課へ所管替えをしたものの、今回また高齢福祉課へ所管替えした経緯は。

<企画調整課長>

健康増進課では高齢者に限らず健康づくり事業に特化することとし、認知症関連事業は介護保険との一体的な事業推進のため高齢福祉課に戻すものである。

<原野委員>

市立病院の診療技術部に臨床工学科が新設されるが、新しいスタッフや機器が入るのか。

<企画調整課長>

看護部に臨床工学の専門的な職員が配置されており、実態に合わせて部科の編成を行ったものである。

<三上委員>

教育総務課の管理系の業務は何か。

<企画調整課長>

現在は総務係において教職員の人事管理などをしており、よりの確に対応できるように係を新設するものである。

<三上委員>

職員数の変動はないのか。

<企画調整課長>

2係を3係として編成するもので、全体的な職員数に変動はない。  
(質疑終了)

16:49

## (2)「ももクロ春の一大事2024 in 亀岡市」について

企画調整課長 説明

16:59

《質疑》

<松山委員>

亀岡駅の混雑を危惧するが、警備体制はどうか。

<企画調整課長>

亀岡駅からのシャトルバスは運営者側が担当しており、今後実行委員会で安全管理体制について協議する予定である。

<松山委員>

ライブと関係ない一般利用者に迷惑がかからないように願う。お試し観覧チケットを購入できるのは亀岡市民だけか。

<企画調整課長>

亀岡市内での販売をするというもので、購入時に身分証明書の提示を求めないため、市外の方も購入可能である。過去開催された実績では両日300枚で余っていた。

<福井委員>

開場時間までに亀岡運動公園に来た人は、国道372号を挟んで会場の反対側で待機させるとのことであるが、時間がくればどのように移動するのか。

<企画調整課長>

メモリアルゲートブリッジを利用していただく。待機側でも前座のコンサートがあると聞いている。

<山本委員>

お試し観覧チケットに大人、子どもの料金の違いはあるのか。

<企画調整課長>

大人、子ども関係なく一律5,000円である。

<山本委員>

いつから販売するのか。

<企画調整課長>

来週からライブの直前までを考えている。

<山本委員>

事前の広報はどのようにするのか。

<企画調整課長>

市のLINE、実行委員会によるX（旧ツイッター）、プレスリリースを考えている。

<三上委員>

お試しチケットは先着順か。

<企画調整課長>

そうである。

<三上委員>

京都サンガF.C.のホームゲームのときはJR亀岡駅北エリアの駐車場が特別料金となるが、ライブの日は特別日になるのか。

<企画調整課長>

そういった協議はしていない。

<三上委員>

駐車場の混乱を想定していないのか。

<企画調整課長>

可能性はゼロでないが、チケットと駐車場はセットで販売しているため、特に混乱はないと考えている。

<浅田委員>

ももクロに詳しい人の話では、ももクロファンは他の人に迷惑をかけないスタンスと聞いている。

<企画調整課長>

福山市の情報では、渋滞や迷惑駐車苦情はなかった。

<原野委員>

ライブ会場周辺の住民の反応はどうか。

<企画調整課長>

特に問題なく理解いただいている。

<原野委員>

地元小学生による出演があるとのことだが、何人くらい来るのか。

<企画調整課長>

89名の予定である。

<原野委員>

保護者の方はどうか。

<企画調整課長>

子ども一人につき保護者1名が入場できる。

<三上委員>

小学生が合唱するとのこと、それぞれ練習すると思うが、それに教職員が関わることはないか。

<企画調整課長>

休日練習の依頼はしないようにしている。

<三上委員>

依頼しなくても参加するのであれば教職員が対応されるがどうか。

<企画調整課長>

練習は保護者の送迎により実行委員会が担当する。

<三上委員>

学校の対応はないでよいか。

<企画調整課長>

今のところ教職員が来るとはきいていない。  
(質疑終了)

17:21

## 5 その他について

(1) 議会だよりについて

<三上委員>

第48号議案、亀岡市消防団条例の一部改正について、指摘要望をつけることから、これを一つ挙げる。

<山本委員>

第77号議案の補正予算、全学校に防犯カメラを設置するとのことであった。よい取組であるのでこれを挙げたい。

<小林委員長>

この二つでよいか。

—全員了—

(2) 次回以降の日程について

次 回 3月27日(水) 10:00から委員長報告の確認

散会 ~ 17:26